

青整企第 194 号
平成 27 年 11 月 25 日

(一社) 青森県建設業協会長 殿

県土整備部長

建設生産物における安全・品質確保の徹底について

今般、旭化成建材（株）が施工した一部の基礎ぐいについて、支持層に達していないこと、また、基礎ぐいの施工記録データの一部に不適切な転用・加筆があったこと等が判明した。本県においては、11月18日時点で6件の施工データの流用等を行っていたとの事実が明らかになったところである。

また、久富産業（株）が製造した一部の落橋防止装置の部品について、溶接不良が判明し、本県においては、11月16日時点で過去5年間のうち同社製造部品を使用した県管理橋の13橋全てで溶接不良が明らかになったところである。

さらに、工事受注者が実施するコンクリート二次製品の受入れ確認において、適正な品質が確認されないまま工事に使用され、受入れ時や工事完成前に既に損傷していたり、工事完成後に短期間で損壊してしまう事態が発生していることも判明した。

このように、異なる地域や担当者による施工データの不正が相次いで判明したことにより、公共工事に対する県民の安心と信頼が揺るぎかねない事態となっていることや県民の生活を支えるインフラ整備を担うものとして不安定な土木構造物を見逃してしまうことは誠に遺憾である。

以上のことから、青森県としては、再発防止対策等について検討することはもとより、建設生産物に対する県民の不安払拭と安全確保に万全を期することが必要であると認識している。貴協会におかれても、建設工事の適正な施工が徹底されるよう、下記について、各会員への周知はもちろんのこと遺漏なき対応が講じられるよう徹底を図られたい。

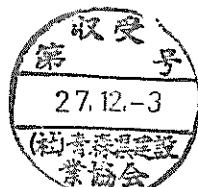
記

◎基礎ぐい工事、落橋防止装置の溶接不良問題への対応

1. 県民の不安の払拭、增幅の防止を図る観点から、工事の安全性や品質等を確保するため、建設業法その他の関係法令の規定に基づく工事現場における施工体制の十分な確保や施工計画の適正な実施等、建設工事の適正な施工を徹底すること

2. 建設生産物に対する県民の不安が増大してきている状況に鑑み、改めて、土木構造物、建築物の安全確保や居住者等の不安の增幅防止のために的確な対応を講じることを徹底すること

27年12月03日 情報共有フォルダ
担当者 チェック登録



◎コンクリート二次製品の受入れ確認への対応

1. 製品の受入れ確認については、製造業者と購入者（工事受注者）が適正に取り組まなければならないものであり、必要に応じて協議を行うなどし、確認項目や確認頻度を定めなければならない。

2. 土木構造物の耐久性向上が求められている状況や復興需要及びこれからの東京オリンピック需要による生コン・技能者不足から、コンクリート二次製品の採用が増加している状況を鑑み、これまで以上に品質管理が徹底されるよう工事受注者（製品購入者）の責務を果たすこと

3. 受入れ時の品質確認が徹底されるために、工事受注者（製品購入者）は下記事項を参考に取組むこと

- ①施工計画書への受入れ確認・管理基準等を記載
- ②JIS 規定及び民間団体等の規定の理解・履行
 - ・検査方法、品質管理基準等の協議・決定
 - ・製造工場の社内規格（廃棄基準・再仕上げ方法等）の確認
 - ・必要に応じ品質管理、社内品質証明員等による工場検査などの実施

※詳細については別紙概要資料を参照。

担当 県土整備部 整備企画課
企画・指導調査グループ
電話 017-734-9644(直通)
内線 6678、6679

コンクリート二次製品の受入れ確認について

青森県 県土整備部 整備企画課
企画・指導調査グループ

1

(1) 受入れ確認の現状

【工事完成時等で既に損傷】

- ・損傷等が受入れ前(製造・運搬中)からなのか
受入れ後(保管・施工中)からなのかが不明
- ・製品と「品質証明」等の同一性確認不能(JIS以外)
- ・その他 工事完成後 短期間で損壊等

コンクリート二次製品受入れ時の確認の問題

→ 出来形(寸法)確認のみで、
ひび割れ、欠け、表面ペースト流出など
目視確認すら実施されていない場合も…

2

(2)コンクリート二次製品に関する関連規定

1) 共通仕様書 第2編 材料編(概要)

第2章 第7節 セメントコンクリート製品

- ・有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない
- ・塩化物含有量: 練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m³以下
- ・アルカリ骨材反応抑制対策に適合
- ・セメントコンクリート製品は以下の規格に適合

JIS A 5361(プレキャストコンクリート製品 種類、製品の呼び方及び表示の通則)

JIS A 5364(プレキャストコンクリート製品 材料及び製造方法の通則)

JIS A 5365(プレキャストコンクリート製品 検査方法通則)

JIS A 5371(プレキャスト無筋コンクリート製品)

JIS A 5372(プレキャスト鉄筋コンクリート製品)

JIS A 5373(プレキャストプレストレストコンクリート製品)

第1章 第2節 工事材料の品質

- ・設計図書で「提出」の定めのある材料のみ 品質証明を「提出」
- ・その他の材料は品質証明書類等は「提示」扱い
- ・JIS規格品はJISマークの写真等の「提示」扱い

共通仕様書でコンクリート二次製品の品質等に係る具体的な記述箇所は、
「第3編 2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)」のみ

※重要構造物～一般製品まで発注者の関与が少ない

3

2) JISの規定(概要)

「受渡し検査」等に関連するJIS規定の概要

◇検査方法・判定

プレキャストコンクリート製品検査方法通則(JIS A 5365)
→購入者と製造業者とが協議の上、購入者が定める

◇品質・管理規格

プレキャスト無筋コンクリート製品(JIS A 5371)
プレキャスト鉄筋コンクリート製品(JIS A 5372)
プレキャストプレストレストコンクリート製品(JIS A 5373)
→品質(性能)、寸法の許容差、受渡検査等
購入者と製造業者との協議による

JISでは購入者(工事受注者)の責務を規定

4

3) 民間団体の規定(概要)

【例】プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル

(全国ボックスカルバート協会)

◇検査方法・判定

品質や検査:受渡し当事者間の協議に係る規定を明記

【例】プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル

◇補修・廃棄の判定基準

◇再仕上げ方法の手順

購入者(工事受注者)が上記を把握していない場合がある

5

(3) 購入者(工事受注者)による受け入れ時の確認徹底

- ・土木構造物の耐久性向上が求められている状況
- ・復興需要で生コン・技能者不足からコンクリート二次製品の採用が増加
→工事受注者によるコンクリート二次製品の品質管理の徹底が重要

◇施工計画書への受け入れ確認・管理基準等を記載

◇JIS規定および民間団体等の規定の理解・履行

・検査方法・品質管理基準等の協議・決定

・製造工場の社内規格(廃棄基準・再仕上げ方法等)の確認

・必要に応じ品質管理・社内品質証明員等による工場検査などの実施

【施工計画書記載例】

主要資材:工事に使用する指定材料及び主要材料、また品質確認の手法(材料試験方法、品質証明書等)及び材料確認時期等について記載。

品名	規格	数量	製造者	品質証明	搬入時期	摘要	確認項目	確認方法	確認数・時期
							形状・寸法 JISマーク 外観 試験成績書 養生状況	幅・高・長の実測 目視による外観 (ひび割れ、欠け、傷、砂すり、錆等) 製造番号の確認 養生温度、加熱温度、冷却速度等	1回／〇個 搬入時に1回

6